

日インド包括的経済連携協定に基づく原産地証明書の利用上の留意点について

令和2年3月13日
経済産業省
原産地証明書室

この度、インド財務省より、本年4月1日を施行の予定日として同国財政法の改正を行うことが公表されました。本改正案（「THE FINANCE BILL, 2020」、以下参考URL参照）では、貿易協定の原産地規則に係る運用について、特に以下のような規定を設けることが示されております。

- （1）税関職員は輸入者に対し、産品が原産品の基準を満たすことを示す追加の情報を求めることができる（CHAPTER VAA 28DA. (3)）。
- （2）原産地証明書上の品名の記載に不備があれば、検認を実施せずに関税上の特惠待遇を与えないことができる（同（10）（ii））。

したがって、本協定に基づく特定原産地証明書を利用される際には、特に以下の点に御留意いただきますようお願いいたします。

- （1）産品の原産性に関する情報提供を輸入者から求められた場合のためにも、日頃から関連する保存書類を整理し、照会に対応できる準備をしておくこと。
- （2）原産地証明書上の品名が正確であることを十分に確認すること。

もし、品名の記載振りに迷うといった場合には、通関時のトラブルを予防するため、事前に輸入者等を通じて同国税関当局に確認することをお勧めします。

（参考URL）

インド政府公表の関税法改正案（本年3月13日確認）

https://www.indiabudget.gov.in/finance_bill.php

以上